

進路かわら版

第6号 2026.3.19
東京都立北特別支援学校 進路指導部
住所 東京都北区十条台1-1-1
電話 03-3906-2321

【こんにちは！進路指導部です】



日頃より本校の教育活動に御理解いただきまして、感謝申し上げます。

本日、3月19日は高等部3年生の卒業式です。ご卒業おめでとうございます。それぞれが学校生活で学んだことを糧に、次のステージでも活躍されることを期待しています。卒業されても「母校」として、北特別支援学校へ遊びにきてくださいね。

今回の進路かわら版では『決意表明式』と『卒業生講話』『卒業後の生活～在校中から大切にしたいこと～』について御紹介させていただきます。

【決意表明式】



先日、高等部3年生の卒業式予行の後に「決意表明式」を行いました。令和4年度から実施しているもので、生徒たちが卒業後の新しい生活に移行するために、その決意を校長先生の前にて表明する式です。一人ひとりが自分の今後についての思いを発表し、社会人になることへの意識を高める機会となりました。



校長室で実施！緊張の入室です。



校長先生の前でしっかり伝えることができました。

【卒業生講話】

2月末日、本校を平成19年度に卒業した卒業生1名による、在校生に向けた「卒業生講話」がありました。ユーモアあふれる表現で、会場からは笑いや突っ込みの声も！それでも、伝えるべきところはしっかりと後輩に伝える姿が、大変素敵なお方でした。私たち教職員も学びが多く「このような生徒を送り出せるようにしていきたい！」と思わせていただく機会となりました。

学校で学び、覚えておくこと！

- ① 言葉の使い分けができるようになる
 - ② 「なぜ、伝わらないのか」考えよう
 - ② アドバイスを受け取ろう
 - ④ 意見が違って、まずは話をしてみよう
- ★「好き」を見つけられたら、道に迷った時、指針を決めるきっかけになるよ！



本当は企業就労を目指していたけれど、将来のことを考えた時、骨の変形を防いだり、体調を整えたりできるよう、「生活介護事業所」を選びました！RAINBOW（レインボー）アーティストや施設ツアーコンダクターとして、18年以上楽しく通って過ごしています！



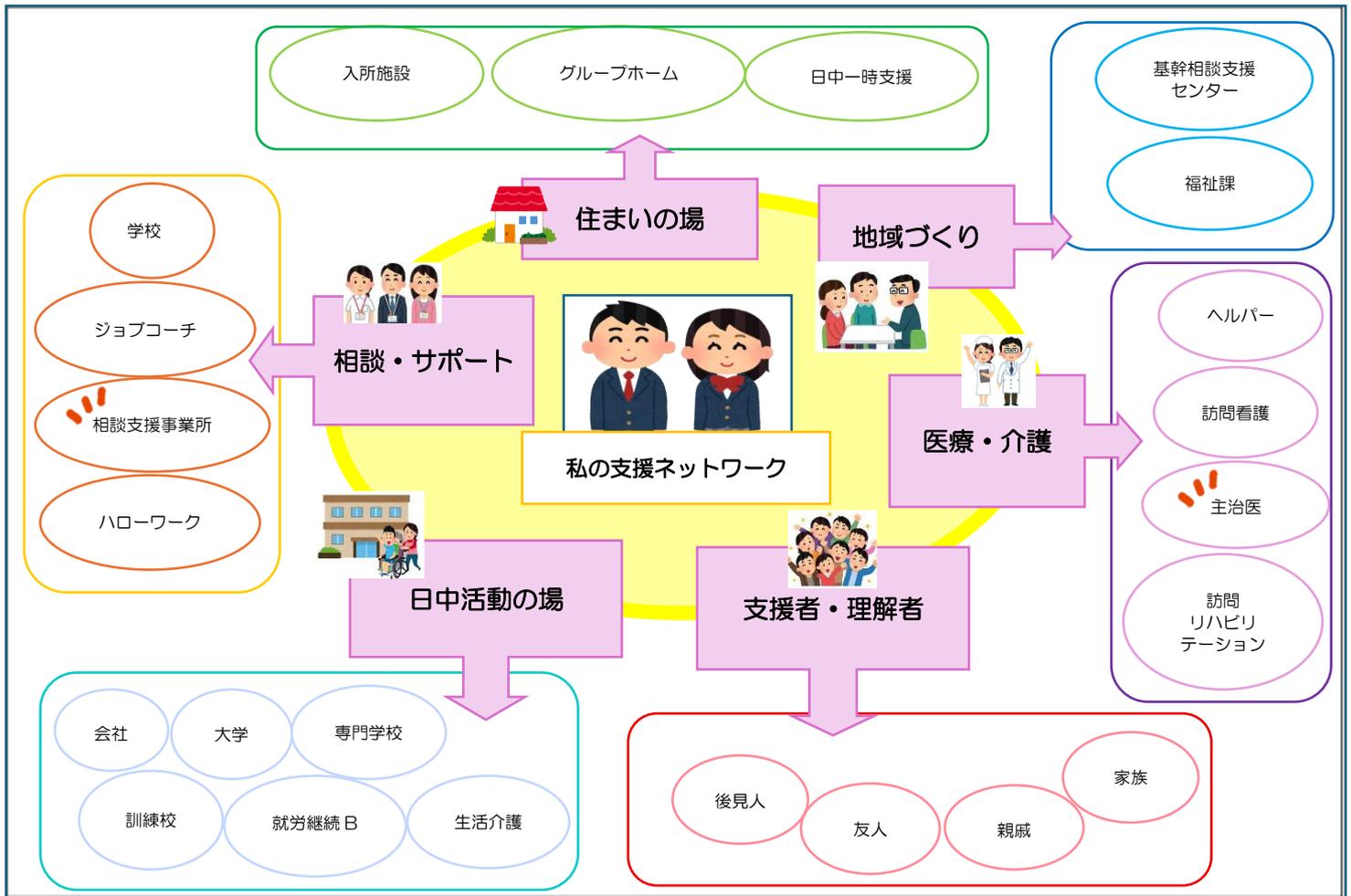
【卒業後の生活～在学中から大切にしたいこと～】



高等部を卒業すると、地域社会で生活する（自宅から生活介護事業所に通う、グループホームから会社やB型事業所に通う等）社会人になります。高等部の3年間で進路先を決めるだけでなく、**これまでの支援ネットワークを再構築することも重要**となります。



*本校 R5「進路かわら版」より抜粋



上の図にもあるように、卒業後は、学校は支援機関の一部となりますが、**学校以外の支援ネットワークがとても重要**となります。将来の生活のプラン（どのような生活がしたいか）を明確にし、支援のネットワークに相談又は活用しながら“地域”での生活を充実させていってください。そのためにも、在学中からネットワークを作ることを意識していただきたいです。また、加えて知っておいていただきたいこととして、

18歳を境に福祉サービスに係る根拠法が変わります。「児童」から「成人」の取り扱いになります！

主治医の確認「進路かわら版（第5号）」でもお伝えしましたが、障害基礎年金に関わるところだけでなく、**18歳で「障害児」から「障害者」として扱われる**ことで、小児科 Dr.からの「卒業」を提示される方も。18歳以降、どの病院・診療科で主治医をもつか、（診てもらえるか）ということが、話題の一つとなっています。タイミングをみて、担当の Dr.（主治医）と確認できるとよいですね。



計画相談支援事業所 / 相談支援専門員について



「サービス等利用計画作成」を卒業引き続いて、現在の「相談支援事業所（者）」でお願いすることができないケースもあります。**「身体障害者」受け入れ可の、相談支援事業所に移行する必要がある場合もあります。**居住区によっては、「計画相談支援事業所によるサービス等利用計画の作成」を依頼してくるところもあります。（セルフプランがNGということです。）確認できるとよいですね。

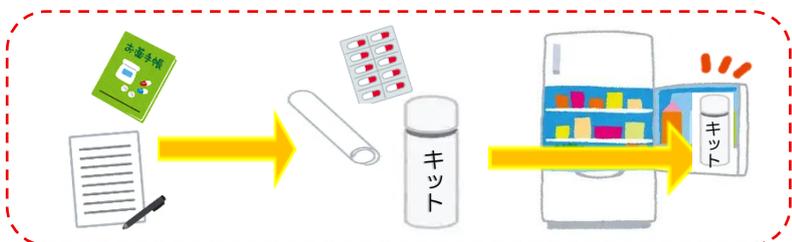
安心して地域で暮らす・つながりを広げる1つとして…

『救急医療情報キット』をご存じでしょうか？



保護者の方より、情報提供いただきました！ありがとうございます！

「救急医療情報キット」とは、身体障害者の方、高齢者の方などが自宅で救急車を呼び、医療行為を受ける際、必要となる「かかりつけ医療機関」、「服用している薬」、「持病」などの情報や緊急連絡先を記載した「情報用紙」と一緒に容器などに入れて、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、万が一の緊急事態に、救急隊が迅速に適切な救急活動が行えるよう、備えるものだそうです。



いざ、というときの備えに…ぜひ、検索してみてください！



次年度のトピックは…

R8.7月～法定雇用率^{ほうていこようりつ}が引き上げられます

働く場・働き方が
広がるチャンス？！

『障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。』（厚労省HP「障害者の法定雇用率引き上げと支援策の強化」より抜粋）と明示されています。

つまり、『企業が雇用する全従業員に対して、一定割合以上の障害者を雇用することを法律で義務付けた制度』と言えます。

令和5年度より、段階的に雇用率と対象事業主の範囲の引き上げがなされており、令和8年7月より、さらに引き上げがなされます。

- 現行雇用率 2.5% ⇒ 2.7%
- 現行対象事業主の範囲 40.0人以上 ⇒ 37.5人以上



この数値は『37.5人以上の従業員を抱える企業は、2.7%の割合以上の障害者を雇用する必要がありますよ』ということになります。

よって、大手と呼ばれる企業・多くの従業員を抱える企業は、障害者を雇用し、その人の希望や能力に応じて仕事をしてもらうために、『特例子会社（進路かわら版 第3号参照）』を傘下にもつ、というところが多くなってきており、今後も様々な形式・対応で雇用を進めていく見込みです。

最後に

今年度「進路かわら版」は6回発行し、「少しでも、皆様にわかりやすくお伝えできたら…」という思いで作成してまいりました。引き続き、より良い「情報の提供」を行うためにも、ぜひ、皆様のご意見・アイデアを、教えていただきたいです。

「進路」とは、それぞれの「進むみち」であります。全てのお子さんが関係し、年度の切り替わりでは、より意識をもつことができるものでもあります。今後もお子さんを中心に、関わる者が支援者として、小学部・中学部・高等部、その時々々の状況を確認しながら、一歩ずつ進めるよう、今後もどうぞよろしく願いいたします。

